

京都市告示第 305 号

生活保護法第55条の規定において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成17年8月31日

京都市長 梶本頼兼

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
小室 裕志	コムロ治療院	北区上賀茂中ノ坂町25番地23	平成17年6月28日
栗原 暁子	くりはら鍼灸マッサージ	北区紫竹上ノ岸町19番地 ベルメゾンルリ5	平成17年7月12日
松村 康秀	まつむら接骨院	北区西賀茂水垣町30番地1 ジャルディーノ水垣1F	平成17年7月6日
川上 真市朗	大島整骨院	下京区松原中之町466番地1	平成17年5月30日
川江 裕子	レイス治療院	伏見区深草寺内町860番地	平成17年7月15日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)